

## 25年度 事業概況

発行：日本置き薬協会 事務局

25年度は、秋季の大型台風来襲による激しい風雨、また初春には二度の積雪など、気候、気象が時代の大きな変化の予兆を感じさせ、一般医薬品販売業界も大きな変革を迎える年ともなりました。

旧薬事法が施行されたのが昭和35年。登録販売者制度を新たに織り込みドラッグストアチェーンの大量出店の道を開いた現行薬事法施行が平成21年。新旧二法に半世紀の隔たりが有るのを、26年6月に施行の新薬事法は僅か5年間で改定されました。十分の一の期間に法改定を促したのは、インターネット、通信販売による医薬品販売の法的公認です。医薬品販売は、その特質上、資格者による対面販売を大原則としてきましたが、新法施行に伴い資格者の介在を伴うことは法的に求められるものの、一般商品と同様に全ての流通経路に乗ることとなりました。こうした奔流のように押し寄せる巨大流通の波を被り、変革の節目となったのが平成25年と言えます。

改訂薬事法では、インターネット販売の法制化に注力されたため、全く形態が異なるものの同じ無店舗販売の配置販売には、以前に増して業務運営に関する規定、規則が増え、改定薬事法下に在る所謂新配置販売業者には法遵守のための業務上の負担が大きくなるものと思われまます。

日本置き薬協会は、平成18年当時、改訂が進められていた薬事法が、一般医薬品販売の主体である店舗販売を下に規定化される事に異議を唱え発足致しました。そして、薬事法改訂後も、配置販売業の実務実態とは必然的に齟齬がある事を問題提起し、配置販売業に適合する法制度の確立を主張してきました。

その前段階として、薬事法附則第12条に定められた既存配置販売従事者の「資質向上努力義務」を履行すべく、所謂（厚労省医薬食品局総務）「課長通知」の「30時間講習」を名実共に最高水準の内容と体制を具えた「置き薬医薬品販売士講習」を7年間にわたり実施しております。

本講習は都道府県配置協会、協議会開催内容の既存配置販売従事者30時間講習とは、一線を画するものとして、本業界に関わる行政担当者に評価されております。

新配置と既存配置のメリット、デメリットは、永らく議論されてきました。現時点において不確定要因はあるものの、薬事法附則第12条に則る所謂「既存配置」制度は、今般の改訂薬事法に則った所謂「新配置」制度と比較し、業務実態に沿う法的合理性と整合性が有る事が明らかになったと思われまます。

従いまして「既存配置」制度の継続性を確保するためにも、過去からの実績を伴う最高水準の置き薬医薬品販売士講習を永続的に実施することが、当会の使命と考えまます。

25年度も前述のように、新潟県南魚沼市、群馬県高崎市、東京都港区の三ヶ所の集合教育を含め、置き薬医薬品販売士講習を受講生100名弱をもって実施致しました。今回も日本薬業研修センター各位のご尽力により適正、円滑に実施され、また講習内容も時宜を得た資質向上に相応しいものとなりました。

本年度も継続して本講習の実施推進に取り組むと共に、国民にとって安心、安全な医薬品販売の適正化への提言等を厚生行政に行う所存です。

つきましては、会員各位、また関係各位の皆様には、引き続き変わらぬ、御支援、ご協力を宜しくお願い致します。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

日 置 協